

○総務省告示第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更及び解除したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年 月 日

総務大臣 川端 達夫

基幹統計である小売物価統計の作成目的を「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。」に変更し、基幹統計である全国物価統計の指定を解除する。